

議案第51号

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、大崎市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月1日

大崎市議会議長 相澤孝弘様

提出者 議会運営委員長 佐藤弘樹

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

大崎市議会委員会条例（平成18年大崎市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から適用する。